

議員提出議案第10号

議案第102号交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の
制定に対する附帯決議について

上記の議案を、別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

附帯決議案・・・別記

令和7年12月17日 提出

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 交野市議会議員 | 皿海 | ふみ |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 三浦 | 美代子 |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 野口 | 陽輔 |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 松永 | 隆太 |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 藤田 | 茉里 |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 松村 | 紘子 |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 岡田 | 伴昌 |
| 提出者 | 交野市議会議員 | 坂本 | 顕 |

提案理由

第三者調査委員会の設置にあたり、市に適切な対処を求めたいため。

議案第102号交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定に対する附帯決議（案）

議案第102号交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定に対する附帯決議

本条例の施行にあたり、市は次の各項目について適切に対処するよう求める。

- 一、 市は交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会（以下、第三者調査委員会という。）が十分な調査を行えるよう、関係職員への協力依頼を図るなど、実効的な調査環境を整備すること。
- 二、 市は第三者調査委員会から所掌事務の進捗状況の報告があった際は、第三者調査委員会の調査に支障がない限り、個人情報等を除き議会にも速やかに報告すること。
- 三、 市は第三者調査委員会の開催状況・調査の進捗状況等について、第三者調査委員会の調査に支障のない限り、住民に対し透明性のある情報発信を行うこと。
- 四、 市は調査終了後の報告書は、個人情報等を除き議会への報告を確実にを行い、速やかに公表すること。
- 五、 この条例の執行にあたっては、日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」や消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」を遵守し、「交野市内部通報制度に関する要綱」、その他の所要の制度整備を行い、議会に報告すること。
- 六、 議会のハラスメント処理を行うにあたっては、第三者調査委員会に諮問できるよう共通化を図ること。

以上、附帯決議とする。

令和7年12月23日

交野市議会